

(別紙)

普通職業訓練における職業訓練指導員の資格

(職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例第9条)

配管分野に関し、次の各号のいずれかに該当する者又は令和9年3月31日までに該当見込みの者

- 一 職業訓練指導員免許を受けた者
- 二 次の各号のいずれかに該当する者（職業訓練指導員免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者にあつては、職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例施行規則（以下「規則」という。）で定める講習を修了したものに限る。）
 - イ 職業能力開発促進法第二十八条第一項に規定する普通職業訓練に係る教科（以下、単に「教科」という。）に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者で、その後一年以上の実務の経験を有するもの
 - ロ 教科に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者で、その後三年以上の実務の経験を有するもの
 - ハ 教科に関し、学校教育法による大学を卒業した者で、その後四年以上の実務の経験を有するもの
 - ニ 教科に関し、学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、その後五年以上の実務の経験を有するもの
 - ホ 教科に関し、省令第四十六条の規定による職業訓練指導員試験の免除を受けることができる者
 - ヘ 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として規則で定める者

○職業訓練指導員資格に関するお問合せ先

商工観光労働部 産業人材政策課 職業能力開発班

(電話：097-506-3328)